

令和4年2月24日招集

第1回定例会会議録

君津富津広域下水道組合議会

令和4年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年2月24日

1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室

1. 開会の日時 令和4年2月24日 午前10時00分

1. 出席議員 13名

1番	宇野晋平君	2番	村上幸人君
3番	渡辺純一君	4番	猪瀬浩君
5番	高橋健治君	6番	下田剣吾君
7番	諸岡賛陸君	8番	三木千明君
9番	磯貝清君	10番	三浦道雄君
11番	佐久間勇君	12番	渡辺務君
13番	小泉義行君		

1. 欠席議員 1名

14番 中川茂治君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	石井宏子君	副管理者	高橋恭市君
監査委員	磯貝昭一君	会計管理者	河野喜代子君
事務局長	小石川洋君	総務課長	藤平道仁君
管理課長	笈川知洋君	建設課長	三平正孝君
総務課主幹	江利角英生君	管理課主幹	曾根欣一君
総務課総務係長	笠原隆文君	建設課長補佐	吉岡貴幸君
管理課処理場長	平野浩一君		

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主任主事	土田剛史	総務課主事	佐々木悠太
---------	------	-------	-------

開会及び開議

令和4年2月24日午前10時00分

○議長（渡辺務君） 皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

本日、5番、高橋健治議員から遅れる旨、そして、14番、中川茂治議員から欠席の報告がありました。

したがいまして、ただいまの出席議員は12名でございます。よって、定足数に達しておりますので、これより、令和4年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（渡辺務君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から、令和3年7月分から9月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水道組合総務課にその写しがございますので、ご覧ください。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、本日、写真撮影の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

(参照)

君富下総第413号

令和4年2月24日

君津富津広域下水道組合議会

議長 渡辺 務 様

君津富津広域下水道組合

管理者 石井 宏子

議案の送付について

令和4年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について別紙のとおり送付します。

記

議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を
求めることについて

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 議案第4号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第5号 令和4年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について
議案第6号 令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算

○

議事日程の決定

- 議長（渡辺務君） 次に、本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

- 議長（渡辺務君） ここで管理者から開会に当たり挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

- 管理者（石井宏子君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第1回君津富津広域下水道組協議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、専決処分の承認が1件、条例の制定が2件、令和3年度の補正予算が1件、令和4年度の関係市負担金及び出資金の負担方法について並びに当初予算の6議案でございます。後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

- 議長（渡辺務君） 以上で管理者の挨拶は終わりました。

○

日程第1 会期の決定

- 議長（渡辺務君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（渡辺務君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（渡辺務君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、6番、下田剣吾君、7番、諸岡賛陸君を指名いたします。

○

（提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決）

日程第3 議案第1号から議案第6号まで

○議長（渡辺務君） 日程第3、議案第1号から議案第6号までを一括議題とします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 議案第1号から議案第6号までを一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分承認を求めることについて。

本議案は、一般職の職員について千葉県人事委員会の勧告に準じ、期末手当の支給率を年間で0.15月引き下げするため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、去る11月29日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項について、国家公務員の措置との権衡を図るため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、千葉県の会計年度任用職員の期末手当の支給状況を考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給率の引下げを行うため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）。

本議案は、収益的支出予算から60万2,000円増額し29億1,344万円に、また、資本的収入予算を5,355万円増額し6億2,101万3,000円に、資本的支出予算を4,019万6,000円増額し8億7,774万6,000円にしようとするものでございます。

補正予算の主な内容は、4月の人事異動及び期末手当の支給率の引下げによる補正並びに国庫補助金を確保しようとするため、君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業を前倒しで行うことによる事業費及びその財源を増額し、また、決算見込みによる消費税及び地方消費税の増額をしようとするものでございます。

次に、議案第5号 令和4年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について。

本議案は、議案第6号の令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算における所要経費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組合規約第14条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第6号 令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算は、市民の生活環境の向上を目指し、引き続き未整備区域の解消に向けて、管渠及び終末処理場を整備するとともに、施設を適正に管理するため、収益的収入総額31億4,848万2,000円、収益的支出総額29億912万5,000円、ま

た、資本的収入総額7億5,502万7,000円、資本的支出総額11億5,400万7,000円の予算を計上するものでございます。

以上、議案第1号から議案第6号までについて一括して提案理由の説明を申し上げましたが、これらにつきまして、事務局長から補足説明させますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺務君） 以上で管理者の提案理由の説明が終わりましたので、補足説明を求めます。

事務局長、小石川洋君。

（事務局長小石川洋君登壇）

○事務局長（小石川洋君） それでは、議案第1号から議案第6号までについて補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書つづりの1ページをお開きください。

本組合の構成団体である君津市及び富津市においては、昨年8月の人事院勧告及び10月の千葉県人事委員会勧告に準じて、民間の支給割合との格差を解消すべく、期末手当の引下げ改定を行う条例改正議案をさきの両市議会定例会に提出し、可決されております。

本組合の給与関係規定は君津市に準じておりますことから、君津市と同様の措置を講ずべく、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を12月1日から施行する必要性が生じましたが、組合議会を招集する時間的余裕がなく、管理者において令和3年11月29日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

主な改正内容につきましては、期末手当の支給割合を0.15月分引き下げるものでございます。

それでは、議案書の3ページ及び改正条例を新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊の議案参考資料の1ページをお開きください。

左側が改正後、右側が改正前でございます。

第1条による改正は、一般職の職員の給与等に関する条例の改正で、第22条第2項の期末手当についてでございますが、期末手当の支給率を100分の127.5から100分の112.5に、6月期期末手当を含めて年間で100分の15引き下げるもので、令和3年12月から適用するものでございます。

第2条による改正は、一般職の職員の給与等に関する条例の改正で、令和4年4月から適用しようとするものでございます。

第22条第2項の期末手当についてでございますが、改正前の条例による期末手当の支給率は、6月期、12月期それぞれ100分の127.5で、合わせて100分の255となっておりますが、千葉県人事委員会に準じて改正を行いますと、先ほど第1条においてご説明申し上げましたとおり、100分の15を引き下げ、期末手当の年間の支給率は100分の240となります。この年間支給率100分の240を6月期、12月期に平準化し、それぞれ100分の120としようとするもので、これらを令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

国家公務員に係る妊娠、出産、育児と仕事の両立支援のため講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項について、国家公務員の措置との権衡を図るため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

別冊の議案参考資料の2ページ、3ページをお開きください。

左側が改正後、右側が改正前となります。

第2条第3号ア中（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第9条中、「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、第1号及び第2号を削る。

第13条を第15条とし、第12条の次に2条を加えます。

第13条は、妊娠または出産等について申出があった場合における措置等に関するもので、管理者は職員が管理者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したこと、その他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して育児休業に関する制度、その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談、その他の措置を講じなければならない。

第2項では、管理者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

第14条は、勤務環境の整備に関する措置に関するもので、管理者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号職員に対する育児休業に係る研修の実施、第2号育児休業に関する相談体制の整備、第3号その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置。

議案書にかえていただきまして、5ページの一番下をご覧ください。

この条例を令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の6ページ、7ページ、併せまして議案参考資料の4ページをお開きください。

千葉県会計年度任用職員の期末手当支給状況を考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給率の引下げを行うため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当について、第15条第2項の改正前の条例による期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額から、100分の2.5を引下げ、100分の125を乗じて得た額に改正するもので、これを令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

初めに、第1条につきましては、総則でございます。

次に、第2条では、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を、第3条では、予算第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

主な内容につきましては、この後、実施計画内訳書によりご説明させていただきます。

なお、第3条で、予算第4条、本文括弧書きにつきまして、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,673万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,867万1,000円、当年度損益勘定留保資金1億1,385万4,000円及び引継金1億2,420万8,000円で補填するものとする」に改めようとするものでございます。

次に、2ページをお開きください。

第4条でございます。

予算第5条に定めました企業債の補正でございますが、事業の執行に伴いまして、公共下水道整備事業の借入限度額を1億7,650万円から1億8,600万円に補正しようとするものでございます。

次に、第5条でございます。

予算第8条に定めました議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、4月の人事異動及び一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正等に伴いまして、職員給与費を2億827万2,000円から2億546万円に補正しようとするものでございます。

次に、4ページをお開きください。

先ほどの収益的収入支出及び資本的収入支出の補正に係る令和3年度補正予算（第1号）実施計画でございます。

主な内容でございますが、恐れ入ります16ページ、17ページをお開きください。

令和3年度補正予算（第1号）実施計画内訳書でございます。

それでは、初めに収益的支出でございますが、1款1項2目管渠費の98万2,000円の増額は、令和3年4月1日付の人事異動、先ほど議案第1号でご説明いたしました専決処分による期末手当の改定に伴う管理課管理係職員4名分及び会計年度任用職員1名分の人件費によるものでございます。

5目処理場費の348万8,000円の減額は、人事異動及び期末手当の改定に伴う処理場職員2名分の人件費に係るものでございます。

6目業務費の57万3,000円の減額は、人事異動及び期末手当の改定に伴う管理課業務係職員4名分の人件費に係るものでございます。

7目総係費の131万9,000円の減額は、人事異動及び期末手当の改定に伴う事務局長、総務課職員8名分及び会計年度任用職員1名分の人件費に係る補正でございます。

2項2目消費税及び地方消費税の500万円の増額は、今年度決算見込みに基づく消費税額の試算を行ったところ、納付義務が生じる見込みとなったことから、不足分を補正しようとするものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正のうち、収入の部からご説明させていただきます。

1款1項1目企業債の950万円の増額及び次の3項1目国庫補助金の4,405万円の増額につきましては、終末処理場ストックマネジメント更新事業の前倒しによる財源を確保するため、補正しようとするものでございます。

次に、支出の部でございます。

1款1項1目管渠建設費の3,829万円の減額の内訳といたしまして、17節委託料2,500万円の減額は、中野・中富汚水枝線築造事業の家屋事前調査の件数が減少したこと及び雨水管築造事業の既存の道路排水設備の一部改良により、雨水排水の改善が見られ、雨水管整備の実施設計を見送ることとしたた

めなどによるものでございます。

次に、22節工事請負費1,229万円の減額は、面整備管築造事業で汚水ます設置等の申請が少なかったことから、減額補正するものなどでございます。

次に、29節補償金及び賠償金100万円の減額は、面整備管築造事業の水道管等の移設の費用が不要になったことなどによるものでございます。

次に、2目処理場建設費7,870万円の増額の内容は、終末処理場ストックマネジメント更新事業の前倒しを行うため、費用が増額となったものでございます。

次に、3目事務費158万6,000円の増額は、人事異動及び期末手当の改定に伴う建設課職員9名分の人件費に係るものでございます。

2項1目固定資産購入費の180万円の減額は、君津富津終末処理場施設整備事業での処理場用地の買取価格が減額となったためでございます。

恐れ入りますが、最後に5ページにお戻りください。

5ページにおきましては、予定キャッシュフロー計算書でございます。その次、6ページから10ページまでは給与費明細書、そのあと、12ページ、13ページでは予定貸借対照表でございますが、今回の補正により整理したものでございますので、ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第5号 令和4年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法についてご説明申し上げます。

議案書の最後のページでございます。8ページをご覧ください。

君津市、富津市の負担金及び出資金の負担割合については、組合規約第14条第2項で定められておりますが、同条第3項で、組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができると規定されているため、関係市負担金及び出資金の負担方法について定めるものでございます。

これに基づきまして、8ページ下段の1及び2に掲げる経費につきましては、令和4年度においては令和3年度と同じ取扱いとするものでございます。

それでは、順次ご説明させていただきます。

1の一般職の職員の人件費について、(1)総係費については、組合全体の事務が主な業務であるため、2分の1を計画汚水量比、2分の1を実績汚水量比により、次の(2)管渠費、処理場費及び業務費については、処理開始区域内の維持管理及び汚水処理が主な業務であるため、実績汚水量比により、(3)建設改良費の事務費については、事業計画に基づく未整備地区の解消が主な業務であることから、計画汚水量比により、関係市がそれぞれ負担すると定めております。

2の定期健康診断に係る経費につきましては、派遣市が負担するものと定めております。

なお、令和4年度の実績汚水量比は、君津市が86.5%、富津市が13.5%と見込んでおり、計画汚水量比は、君津市が70.7%、富津市が29.3%でございます。

続きまして、議案第6号 令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

議案別冊の令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

初めに、第1条につきましては、総則でございます。

次に、第2条につきましては、本組合の基本的な目標とする業務の予定量を定めるもので、(1)水洗化人口は5万3,742人で、君津市が4万7,337人、富津市が6,405人でございます。(2)年間有収

水量は589万6,980立方メートル、(3) 1日平均有収水量は1万6,156立方メートルを予定しております。(4) 主要な建設改良事業につきましては、管渠建設事業、処理場建設事業でございます。

それぞれの事業費を載せてはございますが、主な事業につきまして、予算書の一番後ろから2枚目の43ページをお開きいただきたいと思います。また、その後でございます最後のページの事業箇所図も併せてご参照ください。

主なものを申し上げますと、両市に関わる事業として、①、②及び⑨、⑩の君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業がございます。

君津市では、③の中野・中富汚水枝線築造事業、⑤の中富雨水排水整備事業、⑧の下水道管路施設ストックマネジメント点検・調査等事業を実施いたします。富津市では、⑪の汚水ます設置事業を実施いたします。

恐れ入ります1ページへお戻りいただきたいと思います。

第3条につきましては、収益的収入及び支出でございます。

まず、収益的収入の総額といたしまして、第1款下水道事業収益31億4,848万2,000円を計上するものでございます。

内容といたしまして、第1項営業収益11億1,696万1,000円につきましては、主たる営業活動により生じる収益で、下水道使用料、関係市負担金及び認可区域外流入負担金等でございます。

次に、第2項営業外収益20億3,152万1,000円につきましては、主たる営業活動以外の要因により生ずる収益で、預金利子、関係市負担金、長期前受金戻入等でございます。

次に、収益的支出の総額といたしまして、第1款下水道事業費用29億912万5,000円を計上するものでございます。

内容といたしまして、第1項営業費用27億8,667万1,000円につきましては、主たる営業活動のために生ずる費用で、議会費、管渠費、ポンプ場費、都市下水路維持管理費、処理場費、業務費、総係費、監査委員費及び減価償却費でございます。

第2項営業外費用1億1,495万4,000円につきましては、企業債及び一時借入金に対する利息でございます。

第3項予備費750万円につきましては、令和3年度と同額を計上するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出でございますが、まず、資本的収入の総額といたしまして、第1款資本的収入7億5,502万7,000円を計上するものでございます。

内容といたしまして、第1項企業債3億400万円につきましては、下水道施設の建設改良事業のための借入れでございます。

第2項出資金2億203万1,000円につきましては、建設改良費及び企業債元金償還に充当するものでございます。

第3項補助金2億4,860万円につきましては、国からの補助金でございます。

第4項負担金39万6,000円につきましては、受益者負担金でございます。

次に、資本的支出の総額といたしまして、第1款資本的支出11億5,400万7,000円を計上するものでございます。内容といたしまして、第1項建設改良費7億1,632万円につきましては、処理場、管渠に係る建設事業費及び当該業務に従事する職員の給料等でございます。

第2項固定資産購入費20万円につきましては、管理用備品の購入費でございます。

第3項企業債償還金4億2,998万7,000円につきましては、企業債の償還元金でございます。

第4項予備費750万円につきましては、下水道事業費用の予備費と同額を計上するものでございます。

なお、第4条中の括弧書きに記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億9,898万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金及び引継金により補填する予定でございます。

次に、第5条でございますが、君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業につきまして、令和4年度に汚泥脱水設備の製作、令和5年度に据付けとなることから、令和5年度までの継続費の総額と年割額を定めるものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第6条ですが、企業債を借り入れるに当たり3億400万円を限度として、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

第7条でございますが、一時借入金の限度額を定めるもので、令和3年度と同額の5億円とするものでございます。

次に、第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用についてでございますが、営業費用と営業外費用において流用することができる旨を定めるものでございます。

次に、第9条は、経費の性質上、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるもので、職員給与費2億794万8,000円とするものでございます。

次に、第10条は、下水道事業安定のため、関係市から補助を受ける金額といたしまして、2億8,928万2,000円を受け取ると定めるものでございます。

次に、予算に関する説明書でございます。6ページ、7ページをお開きください。

先ほどの収益的収入支出及び資本的収入支出に係る令和4年度予算実施計画でございます。

主な内容につきましては、この後、実施計画内訳書によりご説明させていただきたいと思っております。

次に、8ページをお開きください。

令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは資金に関して令和4年度の収入支出を示すものでございます。

この予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、1業務活動、2投資活動、3財務活動によるキャッシュ・フローとして、それぞれの活動による現金の増減を示すものでございます。

まず、1業務活動によるキャッシュ・フローは、汚水処理や雨水排水など通常の業務活動の実施による収支を示す区分で、約3億8,900万円のプラスとなっております。

次に、2投資活動は、下水道事業に必要な管渠や処理場など、固定資産の取得や国庫補助金などの財源による資金の収支を示す区分で、約3億4,900万円のマイナスとなっております。

次に、3財務活動は、事業資金の調達や増資、返済に関する収支を示す区分で、約7,600万円のプラスとなっております。

これらの結果、本組合における6の令和4年度末資金残高は約6億9,700万円となる予定でございます。

続きまして、そのあと9ページから13ページにつきましては、給与費明細書でございますので、ご

覧いただきたいと存じます。

その次でございますが、14ページ、15ページをお開きください。

継続費に関する調書でございます。

続きまして、16ページをご覧ください。

令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定貸借対照表でございます。

令和3年度の予定貸借対照表を基に、令和4年度の予算執行を見込み、令和5年3月31日現在の状況を載せてございます。

まず、資産の部でございますが、1 固定資産、2 流動資産、合わせました資産合計は、一番下、二重線の約339億円でございます。

なお、固定資産の主なものとして、イの土地につきましては、処理場用地、ポンプ場用地、管路用地が含まれております。

17ページをご覧ください。

次に、資産の財源といたしまして、負債の部、3 固定負債、4 流動負債、5 繰延収益の合計、右の列の中段、二重線の負債合計約294億円と、資本の部、6 資本金、7 剰余金の合計、下から2行目の資本合計が約45億円となっております。

この負債の部と資本の部の合計が、一番下の二重線の負債資本合計約339億円で、16ページの資産合計と同額となっております。

続きまして、18ページをお開きください。

ただいまご説明いたしました令和4年度分と比較するための令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定貸借対照表でございます。

年度末の資産合計は、一番下、二重線の約350億円、19ページをご覧ください。

右の列の中段、二重線の負債合計約310億円と、同じく下から2行目の資本合計約40億円を合計いたしますと、一番下、二重線の負債資本合計約350億円となり、18ページの資産合計と同額となっております。

次に、20ページをお開きください。

令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定損益計算書でございます。

令和3年度末に予定する収益、費用、損益の状態を税抜きで示しております。

1 営業収益から2 営業費用を差し引いた営業利益が、右の列の中段、マイナス17億1,253万7,000円、3 営業外収益から4 営業外費用を差し引きますと18億2,675万3,000円で、これらを足したその下の経常利益1億1,421万6,000円が当年度純利益となり、その下の前年度繰越剰余金の1億8,821万5,359円を足して、一番下、二重線の当年度末処分利益剰余金3億243万1,359円となる予定でございます。

次に、21ページをご覧ください。

注記表でございますが、重要な会計方針等を記載しております。

次に、先ほどの令和4年度予算実施計画に係る主な内容をご説明させていただきますので、恐れ入りますが、24ページ、25ページをお開きください。

令和4年度予算実施計画内訳書でございます。

それでは、初めに収益的収入でございますが、1款1項1目下水道使用料9億7,038万2,000円は、処理区域面積が令和3年4月から、大和田・人見の一部で31.5ヘクタール拡大したこと及び一般家庭

の賦課件数の増加を見込み、令和3年度に対し3,024万9,000円の増収を見込んでおります。

2目関係市負担金1億3,966万2,000円は、雨水処理に要する経費に対する市負担金でございます。

3目認可区域外流入負担金643万9,000円は、木更津市畑沢南地区の事務受託に係る負担金でございます。

4目その他営業収益47万8,000円は、排水設備の工事完了検査等に係る手数料等でございます。

次に、2項1目受取利息及び配当金3,000円は、預金利子でございます。

2目関係市負担金3億1,230万7,000円は、国の繰出基準による負担金である高度処理費等に対する関係市の負担金でございます。

3目長期前受金戻入17億1,866万6,000円は、国庫補助金などの長期前受金のうち、今年度の減価償却費に対応する額を収益化するものでございまして、現金を伴わない収入でございます。

4目雑収益54万5,000円は、下水道使用料等延滞金、占用料、原発事故関連損害賠償金等でございます。

26ページ、27ページをお開きください。

次に、収益的支出でございますが、1款1項1目議会費218万4,000円は、組合議会議員14名に係る報酬、費用弁償、会議録作成業務委託料等の運営費を計上しております。

2目管渠費7,427万7,000円は、管渠の維持管理に要する費用で、主なものとして、管理課管理系の職員4名の人件費、17節の管渠等を維持管理するための委託料や23節の修繕費等を計上しております。

28ページ、29ページをお開きください。

3目ポンプ場費3,675万9,000円は、人見第1・第2ポンプ場の維持管理に要する費用で、17節のポンプ場維持管理業務等委託料を計上しております。

4目都市下水路維持管理費399万4,000円は、17節の都市下水路維持管理業務委託料等を計上しております。

5目処理場費6億2,743万2,000円は、処理場施設の維持管理の経費で、主なものとして処理場職員2名分の人件費のほか、15節の電気料金や17節の処理場維持管理業務等委託料、恐れ入ります30ページ、31ページをお開きください。

23節の機械・設備等に係る修繕費等を計上しております。

6目業務費1億1,139万2,000円は、主なものとして、管理課長及び管理課業務課職員、合わせて4名分の人件費のほか、17節のかずさ水道広域連合企業団に委託する下水道使用料徴収業務等事務委託料、34節の水洗便所改造事業補助金等を計上しております。

32ページ、33ページをお開きください。

7目総係費8,268万円は、特別職2名分の報酬、事務局長及び総務課職員、合わせて8名分の人件費のほか、17節の組合例規集データ作製委託料等、21節の事務用パソコンなどの事務機器等借上料、34ページ、35ページをお開きください。

34節の庁舎維持管理負担金等を計上しております。

8目監査委員費34万2,000円は、監査委員2名分の報酬、費用弁償等を計上しております。

9目減価償却費18億4,761万1,000円は、有形固定資産のうち、土地を除く約358億円に対する減価償却費でございます。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費1億1,495万4,000円は、長期債の償還利子のほか、一

時借入金の借入最高額を5億円とした場合の利子を計上しております。

次に、3項1目予備費につきましては、先ほどご説明いたしましたとおりでございます。

36ページ、37ページをお開きください。

次に、資本的収入でございますが、1款1項1目企業債3億400万円は、先ほどご説明いたしました公共下水道建設事業に係る借入金でございます。

次に、2項1目関係市出資金2億203万1,000円は、建設改良費及び企業債の元金償還に対する両市の出資金でございます。

次に、3項1目国庫補助金2億4,860万円は、先ほどご説明いたしました公共下水道事業一覧表のうち、財源内訳の国庫支出金に金額の記載のある事業の財源として見込んでおります。

次に、4項1目受益者負担金39万6,000円は、下水道受益者負担金でございます。

38ページ、39ページをお開きください。

次に、資本的支出でございますが、1款1項1目管渠建設費2億5,460万3,000円は、公共下水道の投資的事業等に係る経費で、先ほど43ページでご説明させていただきました公共下水道事業一覧表のうち、③から⑧まで及び⑪から⑬までの事業に係る経費を計上しております。

次に、2目処理場建設費3億9,020万円は、43ページの公共下水道事業一覧表のうち、①、②及び⑨、⑩の事業に係る経費でございます。

次に、3目事務費7,151万7,000円は、建設課職員9名分の人件費のほか、40ページをお開きください。

21節の事務執行に要する業務用パソコン等の事務機器等借上料を計上しております。

次に、2項1目固定資産購入費20万円は、金額10万円以上の管理用備品を計上しております。

次に、3項1目企業債償還金4億2,998万7,000円は、長期債の償還元金でございます。

次に、4項1目予備費につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。

42ページをお開きください。

企業債の現在高に関する調書で、令和4年度末の現在高見込額は、表の右下に記載のとおり、80億5,102万1,000円で、その内訳は、君津地区65億6,778万5,000円、富津地区14億8,323万6,000円となる見込みでございます。

以上で議案第1号から議案第6号までの補足説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺務君） 以上で補足説明が終わりました。

これより、議案ごとに順次質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分承認を求めることについてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

10番、三浦道雄君。

○10番（三浦道雄君） 先ほど説明もありましたとおり、この案件については、昨年の君津市12月議会で、私は、職員等の給与等を引き下げることについては、この間一貫して反対してまいりましたので、反対しました。一貫性を持つという立場もありますので、今回は下水道組合の議会ということでもありますけれども、こういう案件が出てまいりましたので、視点として、議案第1号と議案第

3号については反対せざるを得ないという立場だということを表明しておきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺務君） 三浦議員、今のは討論という解釈でよろしいですか。

○10番（三浦道雄君） はい。

○議長（渡辺務君） それでは、その前に、これはちょっと保留させていただきまして、質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） 質疑はないものと認め、質疑を終結します。

次に、議案第1号に対する討論ですが、三浦議員、先ほどのは討論ということで、ここでもう一度ということではなくて、先ほどいただいていますので、それを討論とさせていただいてよろしいですか。

○10番（三浦道雄君） はい、結構です。

○議長（渡辺務君） ほかに討論はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ほかに討論もないようでございますので、討論を終結し、採決します。

議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（渡辺務君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑がございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第2号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺務君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第3号に対する討論を行います。

三浦道雄議員。

- 10番（三浦道雄君） 先ほどの1号で、討論か質問なのかと曖昧だったので、討論をさせていただきたいというふうに思います。

これも昨年末の議会で、私は反対の立場を表明いたしました。なぜかといいますと、職員等の給料カットやボーナス、退職金等の削減は、私は一貫して反対をしております。それには大きな理由がありまして、公務員給料等の引下げは、民間企業等の給料等への引下げにも連動するという危惧を持っているからであります。同時に、地域経済に多大な悪影響も与えるというふうに思っております。そして何よりも職員の生活を守り、労働意欲を高めるというモチベーションを上げるという点でも、給与削減というのは同意できないということから反対をしております。

以上でございます。

- 議長（渡辺務君） ほかに討論はございますか。

（「なし」との声あり）

- 議長（渡辺務君） それでは、ほかに討論もないようですので、討論を終結したいと思います。これにご異議ございますか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（渡辺務君） それでは、討論を終結し、採決いたします。

議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

- 議長（渡辺務君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第4号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑でございますが、事前に質疑の通告がありましたので、4番、猪瀬浩君の発言を許可します。

4番、猪瀬浩君。

- 4番（猪瀬浩君） それでは、議案第4号 補正予算（第1号）、12ページの未収金についてご確認させていただければと思います。

令和2年度決算の未収金残高が1億7,500万円ぐらいであったのと比べまして、今回の補正予算で2億5,000万円ほどの補正額が示されているわけで、8,000万円ぐらいの未収金が増える見込みになるのかなと思いますが、そのような理解でよろしいのかという点と、あと、令和3年度当初予算と比べては、多少7,000万円ぐらい当初よりも下がっていますが、当初予定していた額よりも未収金の額はそこまでにならないで済みそうかということをご確認させていただければと思います。

あともう1点ですが、未収金貸倒引当金でございますが、未収金自体については、今申したとおり、昨年度と比べましても減額補正予算という形になってはいますが、未収金貸倒引当金については550万円ほどということで、減額補正もされていない理由というのは、このまま回収できない金額は変わらないという理解でよろしいのか、ご答弁いただければと思います。

- 議長（渡辺務君） 事務局長、小石川洋君。

- 事務局長（小石川洋君） お答えいたします。

この未収金の主なものにつきましては、2月分や3月分の下水道使用料や建設事業等の国庫補助金などで、4月以降に入金予定になるものでございます。ご質問いただきました差額につきましては、まず令和2年度につきましては、令和2年度の補助事業のうち令和3年度へ繰り越した事業があり、その分の補助金が令和2年度の決算では未収金に計算されないため、決算額はほとんどが下水道使用料のみとなっております。対しまして、令和3年度の予算におきましては、補助金分が計上されているため、金額が大きくなっているものでございます。

また、今回の補正で、未収金の額を減額いたしました。令和3年度の補助事業のうち、完了した事業につきまして国庫補助金等が入金されたことにより、減額補正したものでございます。

続きまして、貸倒引当金でございますが、令和2年度決算では貸倒引当金が約90万円となりましたが、公営企業会計に移行後、初めての決算である令和2年度決算は、令和3年度の予算の編成時では確定しておりませんでしたので、令和3年度予算では多めの金額を計上することとなっております。

また、今後滞納整理などを行うことにより、決算時における貸倒れの額はもっと少なくなるものと予想されますが、現在金額が確定しているものではないため、今回の補正では減額をいたしませんでした。

以上でございます。

○議長（渡辺務君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、議案第4号に対する討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） 討論もないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第4号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺務君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号 令和4年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第5号に対する討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） 討論もないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第5号 令和4年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について、原

案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（渡辺務君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号 令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算に対する質疑でございますが、質疑の通告が事前にありましたので、通告順に発言を許可します。

まず、4番、猪瀬浩君の発言を許します。

4番、猪瀬浩君。

○4番（猪瀬浩君） 当初予算の16ページの未収金についてご質問させていただきます。

先ほど第4号のほうでも回答いただいているような形にもなるかと思いますが、未収金残高が毎年増え続けているということの中で、支払えない方というのは大体同じなのかということと、支払いができない方の支払い能力の有無を確認するための財産確認などは行っていて、回収できているのか、教えていただければと思います。

○議長（渡辺務君） 事務局長、小石川洋君。

○事務局長（小石川洋君） お答えいたします。

公営企業会計における未収金でございますが、次年度の4月以降に確実に収納が見込まれるものが含まれていることから、順次増えているものではございません。

また、下水道使用料の未納者につきましては、転居先などが不明な方が多い傾向でございます。また、滞納対策といたしましては、下水道使用料につきましては、規約に基づきまして、かずさ水道広域連合企業団が徴収業務を行っており、督促、電話催告、臨戸徴収や上水道の給水停止等を行い、未収金貸倒れとならないように努めております。

以上でございます。

○議長（渡辺務君） それでは、続きまして、11番、佐久間勇君の発言を許可します。

○11番（佐久間勇君） それでは、都市下水路維持管理費についてお伺いいたします。

予算書28ページの1款1項4目の都市下水路維持管理費が令和3年度よりも増額しております。その理由と業務内容についてお伺いいたします。

また、それ以外の水路の管理もしているようですので、その業務の内容と予算措置についてもお伺いいたします。

○議長（渡辺務君） 事務局長、小石川洋君。

○事務局長（小石川洋君） お答えいたします。

まず初めに、都市下水路維持管理費の業務内容でございますが、例年富津市内にございます富津千種新田郵便局脇を通る平野都市下水路と大佐和幼稚園付近を通ります伊勢原都市下水路の2カ所の除草作業と堆積物の除去などを行っております。

また、令和4年度の増額の理由といたしましては、伊勢原都市下水路の転落防止用フェンスの老朽化によりまして、危険箇所が見つかったことから、修繕を予定していることが主な要因となっております。

続きまして、それ以外の水路に対する予算措置と管理状況でございますが、下水道組合では、都市下水路以外の水路といたしまして、雨水幹線の管理を行っており、住宅等に隣接する水路につきま

しては、毎年雑草の除去作業を実施しております。また、水路自体の補修も行ってございまして、これらの予算につきましては、主に管渠等修繕費として計上しております。

以上でございます。

○議長（渡辺務君） それでは、続きまして、2番、村上幸人君の発言を許可します。

2番、村上幸人君。

○2番（村上幸人君） 1つお伺いしたいのですが、予算書の28ページ、29ページ、第1款下水道事業費、1項営業費用、3目ポンプ場費、17節委託料のうちで、ポンプ場維持管理業務等委託料3,186万9,000円ということですが、これはどの業者にどのような仕事を委託しているのか、お聞きしたいと思います。

また、契約の仕方はどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺務君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

事務局長、小石川洋君。

○事務局長（小石川洋君） お答えいたします。

このポンプ場でございますが、海拔の低い地域の排水や大雨のときの雨水等の排水を目的といたしまして、君津市内の人見地区に2か所設置しております。この業務の内容といたしましては、ポンプ場の運転操作監視業務や保守管理業務、施設内に設置されている消防設備や非常用発電機などの法定点検業務などを行っております。

契約方法でございますが、令和3年度に指名競争入札を実施し、落札業者である日鉄環境株式会社と令和3年度から令和5年度までの3年間の長期継続契約を締結しております。

以上でございます。

○議長（渡辺務君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第6号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第6号 令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺務君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

○

管理者挨拶

○議長（渡辺務君）　ここで閉会に当たりまして、管理者からご挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君）　閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり承認、可決いただきまして、誠にありがとうございました。

依然として厳しい財政状況の中、効率的な事業執行に配慮し、今後の事業運営に当たってまいりますので、議員皆様のご指導とお力添えをお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（渡辺務君）　これをもちまして、令和4年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

令和4年2月24日午前11時12分

閉会

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年2月24日

君津富津広域下水道組合議会議長 渡 辺 務

署 名 議 員 下 田 劍 吾

署 名 議 員 諸 岡 賛 陞